

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	---

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	87,440	
		内訳	国	87,440
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)	ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合 は定額)	ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	--

地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 機械・施設の整備	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他(対策実践者の確保) 遊休農地対策 機械購入
実施主体別	県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体

事業名	鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	--

アピールポイント	農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。
----------	---

事業の趣旨	野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。	予算額(千円)	21,474	
		内 訳	国	400
			県	21,074
			その他	—

事業の内容等	1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1/2	

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

実施期間	令和8～10年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702)
------	----------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
機械・施設の整備		施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農山漁村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	7,045,000
			県	－
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策</p> <p>ア 地域活性化型 地域活性化に向けた活動計画策定、農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援</p> <p>イ 創出支援型 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援</p> <p>ウ 定住促進・交流対策型及び産業支援型 農山漁村活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援</p> <p>エ 農泊推進型 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>オ 農福連携型 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(3) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(4) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(5) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県經由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 /
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 /
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別		県 / 市町村 / 地域協議会

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・継続） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)	5,309	
		内訳	国	5,309
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
【令和8年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 中山間地域振興
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別		県

事業名	中山間地域総合整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】			
アピールポイント	立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。			
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)	961,000	
		内訳	国	528,550
			県	324,239
			その他	108,211
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化 (10) 埋蔵文化財調査 2 農村振興環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 用地整備 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備 (6) 情報基盤施設整備 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 (8) 農村資源利活用推進施設整備 (9) 交換分合 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 55.0%	—	
		県 32.0% ～ 27.5%		
【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、農業生産基盤整備事業を実施する地域では、 ・農用地の主傾斜がおおむね1/100以上の面積が50%以上を占める地域 ・林野率が50%以上を占める地域 であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む市町村であること。 【令和8年度実施計画等】 1 実施地区数：7地区 2 関係市町村：三戸町他8町村				
実施期間	平成2年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。			
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)	18,104	
		内訳	国	—
			県	18,104
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査 2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等 3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う土地改良施設の維持・保全活動への支援 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合に、事業対象となる。 （藤崎町、おいらせ町、階上町を除く全市町村） 【令和8年度実施計画】 1 調査研究事業：なし 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催等 3 推進事業：支援予定地区数30団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施等				
実施期間	平成5年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興 / 環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)	1,341	
		内訳	国	—
			県	1,341
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供 2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等 3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和8年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：棚田サミット参加 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等、体験学習会開催 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	<p>（公社）あおもり農業支援センター（農地中間管理機構）が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。</p> <p>特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。</p>			
事業の趣旨	<p>農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。</p>	予算額(千円)	252,752	
		内訳	国	194,657
			県	58,095
			その他	—
事業の内容等	<p>1 農地中間管理事業（貸借）</p> <p>（1）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸付け</p> <p>（2）必要な場合には基盤整備等を実施</p> <p>2 農地売買等事業（特例事業）（売買）</p> <p>支援センターが農地を買い入れ、売渡し（即売）</p>	補助率	標準事業費	
	—	—		
<p>【条件】</p> <p>1 農地中間管理事業</p> <p>（1）地域計画の区域内</p> <p>支援センターは、市町村が策定した地域計画の実現に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。</p> <p>また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。</p> <p>（2）地域計画の区域外</p> <p>農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。</p> <p>2 農地売買等事業</p> <p>即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者（地域計画の変更により位置付けられることが確実な者）、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会等

事業名		農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策（国庫・継続）		
アピールポイント		中山間地域等における遊休農地の解消と農用地保全に必要な粗放的な土地利用等を支援する。		
事業の趣旨	<p>地域ぐるみの話し合いにより、営農を続ける農地、粗放的利用を行う農地等を区分した土地利用構想を策定し、その実現に必要な農地保全のための活動を支援することで、農用地の保全を図る。</p> <p>また、地域計画への位置付けを前提に、荒廃農地の簡易な基盤整備、土壌改良等を支援することで、荒廃農地の解消・再生を図る。</p>	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	15,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 最適土地利用総合事業</p> <p>ア 最適土地利用推進事業</p> <p>(ア) 土地利用構想の概定</p> <p>(イ) 実証事業</p> <p>(ウ) 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組</p> <p>(エ) 省力化機械の導入（リース方式）</p> <p>(オ) 粗放的利用体制整備</p> <p>粗放的利用（放牧、蜜源・緑肥・省力作物の作付け、緩衝帯整備、ビオトープ、植林）に係る管理経費等の支援</p> <p>(カ) 農用地保全推進員（コーディネーター）の設置</p> <p>イ 最適土地利用整備事業</p> <p>(ア) 粗放的利用のための条件整備（抜根、運搬、整地等）</p> <p>(イ) 農用地保全のための基盤整備（用排水施設、農道、暗渠排水、客土等）</p> <p>(ウ) 農用地保全のための農業環境整備</p> <p>トイレ、農機具収納施設、農業用ハウス</p> <p>(2) 荒廃農地再生支援事業</p> <p>ア 荒廃農地再生等整備（抜根、運搬、整地、支障物撤去等）</p> <p>イ 簡易基盤整備（用排水施設、農道、暗渠排水、客土等）</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>(1) は、都道府県、市町村、農業委員会、農協、土地改良区、地域協議会、地域運営組織等</p> <p>(2) は、市町村、事業対象農地所有者、耕作者</p>	補助率	標準事業費	
		定額等	※県経由	
		5.5/10		
		5.0/10	※事業費は200万円未満	
【採択要件】				
(1) は、事業開始から3年以内に「土地利用構想」の策定、農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行うこと 等				
(2) は、事業完了後3年以内に事業対象農地を地域計画に位置付けること 等				
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5055、直通017-734-9534)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別	市町村 / 農協 / 任意団体	

事業名	果樹放任園発生防止等対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	果樹の放任樹の処理ができる。			
事業の趣旨	果樹の主要病害虫のまん延防止のため、感染源となる放任樹処理対策を実施するとともに、病害虫発生予察などによる防除対策の推進により、果樹園の生産力向上を図る。	予算額(千円)	27,543	
		内訳	国	—
			県	27,543
			その他	—
事業の内容等	1 放任樹処理対策 伐採、抜根、排根、整地、処分等に係る人夫の雇用、機械の借上げ、委託、機械等の燃料の購入に要する経費（伐採を伴わない場合は補助対象外） 2 放任園発生防止等対策指導 （1）病害虫発生防止 対策本部の設置運営、研修会及び一斉点検等の開催 （2）放任園発生防止 発生状況調査、現地指導及び広報活動 《事業実施主体》 1の取組 市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者等 ※農業協同組合、営農集団、認定農業者等は、市町村からの間接補助 2の取組 市町村	補助率	標準事業費	
		1の事業 1/2又は 58,756円/10aのいずれか低い額 2の事業 1/2以内	—	
【採択要件】 放任園発生防止等対策指導については、対象市町村の栽培面積がりんごはおおむね100ha以上、その他特産果樹はおおむね5ha以上であること。 【令和8年度実施計画等】 青森市、弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、鱒ヶ沢町、板柳町ほか				
実施期間	令和4～8年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5147、直通017-734-9492)	